

『論文および学会・研究会・検討会等での発表における 患者プライバシー保護に関する規定』

症例報告を含む論文あるいは学会・研究会・検討会等における発表では、患者・利用者のプライバシー保護に配慮し、患者・利用者が特定されないよう留意しなければならない。以下は、本学会の学会評議委員会および理事会において採択された、症例報告を含む論文および学会・研究会・検討会等での発表における患者プライバシー保護に関する規定である。

- 1) 患者・利用者個人を特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは呼び名を記載しない。また年齢については、小児の発達に関わる報告など、明確な年齢表記が検討上必要である場合等を除き、大まかな記載にとどめる（70歳代後半など）。
- 2) 患者の職業は治療の目標や計画の検討に必要なことが多いので、必要に応じ個人が特定できない範囲で記載することを可とする（主婦、自営業、会社員など）。
- 3) 患者の住所は原則として記載しない。ただし、それが検討に不可欠な情報となる場合（疾患の発生場所が病態や機能予後に関与する、居住地が治療の目標や計画の検討に不可欠であるなど）は、区域までに限定して記載することを可とする（東京都、八王子市など）。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定されうる場合、診療科名は記載しない。
- 5) すでに他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療や在宅医療等で元の施設の記載が検討上不可欠となる場合はこの限りではない。
- 6) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。また、経過についても具体的な日付は入れず、「発症後（術後）〇週」などと記載する。
- 7) 患者・利用者の写真を提示する際には顔あるいは目を隠す。
- 8) 画像や検査情報に含まれる氏名、番号等は削除する。
- 9) 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者・利用者自身（またはその遺族か代理人、小児では保護者）から得る。
- 10) この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

〔附則〕

1. この規程は、平成28年7月23日から施行する。